

人事よろず相談室

アドバイザーに聞く



福島 達夫

福島労務サポートオフィス
代表

定年到達者とマイナンバーについて

Q 当社には今年の2月に60歳定年を迎える従業員が2名おります。1名は定年後再雇用され嘱託社員として1年更新で働き続けます。もう1名は定年を機に退職します。マイナンバー法上の取扱い等、注意事項を教えてください。

A 定年を機に退職される方のマイナンバーは退職日までに、再雇用される方のマイナンバーは退職金の支払いがある場合は退職日までに会社に通知して頂く様にして下さい。

《解説》

- ◇マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）が平成28年1月より導入され、社会保障・税・災害対策の3分野での利用が開始されました。会社では社会保障・税の分野でマイナンバーを使用することになり、1月以降の給与、退職金等の支払いに対する法定調書作成時等や入社・退社等に伴う雇用保険の申請書作成時等に従業員から提出されたマイナンバーを記載して提出しなければならなくなりました。なお、健康保険・厚生年金保険関係は平成29年1月以降提出分から記載が必要になります。
- ◇ご質問の様に定年退職される場合ですと、税務関係では「給与所得の源泉徴収票」の発行が必要となり、定年退職されても再雇用されても退職金が支払われる場合には「退職所得の源泉徴収票」の発行が必要となります。「給与所得の源泉徴収票」及び「退職所得の源泉徴収票」は退職の日以後1か月以内に退職者への発行と税務署への提出が義務付けられています。（所得税法第226条）そして税務署提出分にはマイナンバーを記載しなければなりませんので、退職日までにマイナンバーを通知して頂くのが賢明です。
- ◇定年に伴う社会保障関係では、雇用保険の手続きがあります。退職されるのなら「雇用保険被保険者資格喪失届」を、再雇用されて高年齢雇用継続給付を申請するなら「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（注）」と「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を提出しますが、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」以外は原則としてマイナンバーの記載が必要になります。（注）事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結している場合には、事業主が提出。
- ◇「雇用保険被保険者資格喪失届」は、資格取得をした際に交付されたものを使用する事が多いと思われませんが、その様式にはマイナンバー記載欄がありません。この様にマイナンバー記載欄が無い旧様式の書式も当分の間は使用する事が出来ますし、マイナンバーの記載が無いからと言って、手続きが滞ることもありません。ただし、新たに用意される書式「個人番号登録・変更届出書」により個人番号の届出が必要になる可能性があります。こちらに関しては、事前に管轄のハローワークに問い合わせ頂く事をお勧めします。
- ◇上記のことからも、近々退職される方がおられる会社では、その方からのマイナンバー収集を最優先で行う事をお勧めします。もちろんこれらの手続きが完了したら、収集したマイナンバーの廃棄もできるだけ速やかに行ってください。